

川崎市1号認定保育料の見直しについて

1 本市の現状【資料1】

(1) 本市の1号認定における階層区分別園児数

 A階層(生活保護世帯等)
 1人(0.11%)

 B階層(市民税非課税世帯等)
 57人(6.13%)

 C1~C4階層(推定年収~360万円)
 55人(5.91%)

 C5~C9階層(推定年収~680万円)
 413人(44.41%)

 C10~C12階層(推定年収680万円~)
 404人(43.44%)

(2) 現状

C5~C9階層(推定年収360万円~680万円)が44.41%、C10~C12階層(推定年収680万円~)が43.44%、合計87.85%を占めている状況である。

2 保育料の現状(他の政令指定都市との比較)【資料2】

(1) 階層区分

20政令指定都市中、最も階層区分を細分化しているのは横浜市(31階層)。また本市より細かい区分設定を、横浜市を含めた5都市が行っている。

(2) 最高保育料

国基準どおりの金額設定を行っているのは3都市で、多くの都市が保育料の軽減を図っている。 本市は、県内の政令2市と同程度の料金設定を行っている。

(3) 最低保育料(B階層)

国基準どおりの金額設定を行っている都市が半数(10都市)となっている。B階層を0円としているのは本市とさいたま市の2都市のみである。

(4) 現状

階層区分については、本市は政令指定都市の中では比較的細分化され、適切な応能負担となっている。最高保育料については、20都市の中では高めの設定となっているが、県内の政令指定都市と同程度の金額となっている。最低保育料(B階層)については、国基準としている都市が半数となっている中で本市は軽減を図っている。

3 保育料の現状(近隣市区町村との比較)【資料3】

※横浜市、相模原市、さいたま市及び千葉市を含む。

(1) 階層区分

対象とした17市区町村の中では、横浜市、相模原市、町田市に次ぐ階層区分数となっている。

(2) 最高保育料

約半数の8市区町村が国基準どおりの金額設定としている。

(3) 最低保育料

約半数の8市区町村が国基準どおりの金額設定としている。

(4) 現状

調査を行った17市区町村の中で、最高保育料、最低保育料ともに国基準としているのは7市区町村で、いずれかを国基準としている市区町村と合わせると9市区町村となる。階層区分については、6市区町村が5階層としており、6~7階層としている市区町村と合わせると12市区町村となるため、国基準に近い設定としている市区町村が多い状況である。

4 1号認定保育料の見直しの考え方

(1) 階層区分について

国基準の階層はA~Eの5階層となっているが、本市においては、適切な応能負担とするため、

14階層の区分を設定している。

見直しの考え方として、より適正な応能負担の実現を図っていくため、階層をさらに細分化する。 また、横浜市及び相模原市の区分数に近づけるとともに、本市の2号認定保育料との整合性を図る 観点から、本市2・3号認定保育料に係る階層区分(28階層)を1号認定保育料にも適用する。

(2) 保育料について

ア 現行保育料の考え方について

現行の保育料を決定した際の考え方である、「国基準保育料を上限とする。」こと及び「本市2号認定保育料を上回らない。」ことについては見直しの考え方として踏襲する。

イ 最高階層の保育料について

現行の最高所得階層の保育料の設定は、市内幼稚園の平成26年度平均保育料月額(約29,000円)から就園奨励費補助金月額(4,000円)を差し引いた金額の25,000円と設定した。

本来は、保育料月額に入園料を月額換算した金額を加えたものを平均保育料月額とすべきであり、今後については本来の考え方に基づくものとする。

なお、当該考え方に基づく平成27年度の市内幼稚園の平均保育料月額は約33,300円であることから、就園奨励費補助金月額(4,000円)を差し引くと29,300円となる。近隣市区町村の状況を踏まえると、国基準の25,700円まで引き上げることも考えられるが、隣接する横浜市の保育料を考慮し、同市と同額の25.200円とする。

(3) 見直しを行う階層等について

階層区分別の園児数をみると、現行のC5~C12階層が全体の約88%を占めているため、改定を行うことによる財政的効果を勘案して、当該階層について増額の改定を行う。ただし、現行の保育料が設定して1年目のものであることを考慮し、階層ごとの上げ幅が大きくならないようにするとともに、階層区分間の金額の上げ幅が緩やかとなるよう調整する。

5 見直し案

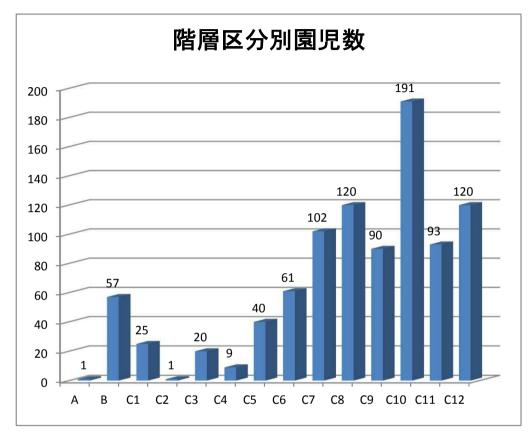
資料4のとおり。

6 改定時期

平成28年9月予定(保育料の年度切替時期である9月での改定を予定)

階層区分別園児数

国階層	定義	市階層	人数	国階層 構成比	市階層 構成比
А	生活保護世帯等	Α	1	0.11%	0.11%
В	市民税非課税世帯等 推定年収 ~270万円	В	57	6.13%	6.13%
		C1	25		2.69%
_	推定年収	C2	1	5 O 1 %	0.11%
C	C ~360万円	C3	20	5.91%	2.15%
		C4	9		0.97%
	D 推定年収 ~680万円	C5	40		4.30%
		C6	61		6.56%
D		C7	102	44.41%	10.97%
		C8	120		12.90%
		C9	90		9.68%
	推定年収680万円~	C10	191		20.54%
E		C11	93	43.44%	10.00%
		C12	120		12.90%
合計			930		



※ 平成27年9月1日現在。構成比の割合については小数点第5位以下四捨五入

【階層区分別園児数】

A 生活保護世帯等 1人 0.11% B 市民税非課税世帯等 57人 6.13% C1~C4 推定年収 ~360万円 55人 5.91% C5~C9 推定年収 ~680万円 413人 44.41% C10~C12 推定年収 680万円~ 404人 43.44%

川崎市においては、C5~C9階層(推定年収 360万円~680万円)が44.41%、C10~C12階層(推定年収680万円~)が43.44%、合計87.85%を占めている。

各政令指定都市の1号認定保育料(3歳児)の状況について

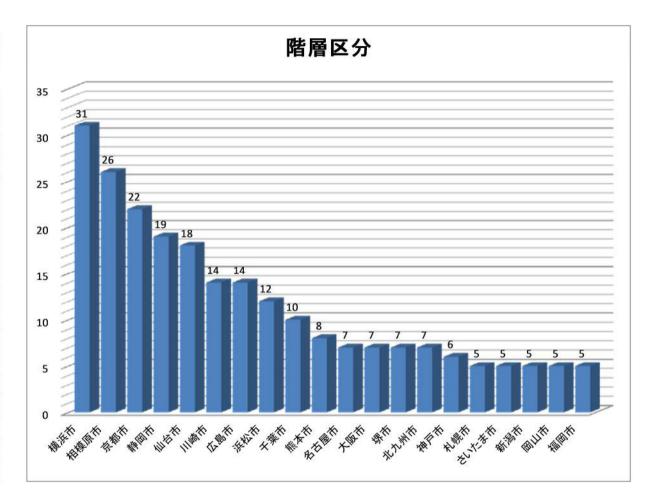
都市名	階層区分	最低保育料(B階層)		最高保育料	
(参考)国基準	5	3,000	円	25,700	円
札幌市	5	3,000	円	19,900	円
仙台市	18	3,000	円	19,600	円
さいたま市	5	0	円	22,400	円
千葉市	10	920	円	24,420	円
横浜市	31	2,100	円	25,200	円
川崎市	14	0	円	25,000	円
相模原市	26	2,000	円	25,000	円
新潟市	5	1,800	円	21,500	円
静岡市	19	1,500	円	25,700	円
浜松市	12	1,900	円	23,300	円
名古屋市	7	3,000	円	21,900	円
京都市	22	1,800	円	25,700	円
大阪市	7	3,000	円	22,200	円
堺市	7	1,400	円	24,100	円
神戸市	6	3,000	円	20,900	円
岡山市	5	3,000	円	8,300	円
広島市	14	3,000	円	22,100	円
北九州市	7	3,000	円	22,900	円
福岡市	5	3,000	円	23,900	円
熊本市	8	3,000	円	25,700	円

○最高所得階層の保育料について

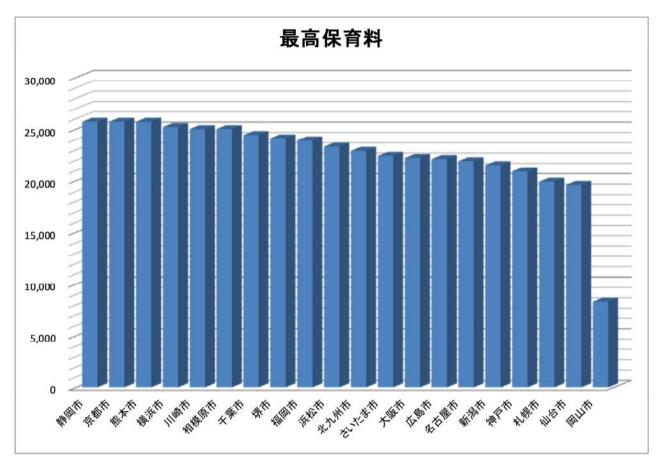
金額 (円)	該当都市	国基準軽減率
25,700	静岡市、京都市、熊本市	0.0%
25,200	横浜市	1.9%
25,000	川崎市、相模原市	2.7%
24,420	千葉市	5.0%
24,100	堺市	6.2%
23,900	福岡市	7.0%
23,300	浜松市	9.3%
22,900	北九州市	10.9%
22,400	さいたま市	12.8%
22,200	大阪市	13.6%
22,100	広島市	14.0%
21,900	名古屋市	14.8%
21,500	新潟市	16.3%
20,900	神戸市	18.7%
19,900	札幌市	22.6%
19,600	仙台市	23.7%
8,300	※岡山市	67.7%

※岡山市は、公立幼稚園のみで、私立幼稚園はない。

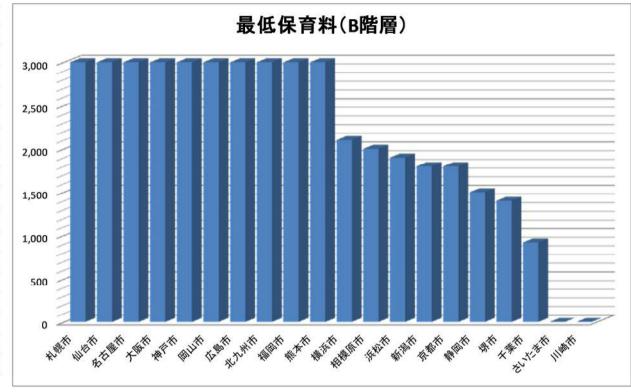
都市名	階層区分
横浜市	31
相模原市	26
京都市	22
静岡市	19
仙台市	18
川崎市	14
広島市	14
浜松市	12
千葉市	10
熊本市	8
名古屋市	7
大阪市	7
堺市	7
北九州市	7
神戸市	6
札幌市	5
さいたま市	5
新潟市	5
岡山市	5
福岡市	5



都市名	最高保育料
静岡市	25,700
京都市	25,700
熊本市	25,700
横浜市	25,200
川崎市	25,000
相模原市	25,000
千葉市	24,420
堺市	24,100
福岡市	23,900
浜松市	23,300
北九州市	22,900
さいたま市	22,400
大阪市	22,200
広島市	22,100
名古屋市	21,900
新潟市	21,500
神戸市	20,900
札幌市	19,900
仙台市	19,600
岡山市	8,300



都市名	最低保育料(B階層)
札幌市	3,000
仙台市	3,000
名古屋市	3,000
大阪市	3,000
神戸市	3,000
岡山市	3,000
広島市	3,000
北九州市	3,000
福岡市	3,000
熊本市	3,000
横浜市	2,100
相模原市	2,000
浜松市	1,900
新潟市	1,800
京都市	1,800
静岡市	1,500
堺市	1,400
千葉市	920
さいたま市	0
川崎市	0



近隣市区町村の状況

平成27年度 1号認定保育料

	十八八十尺 1 5	平位.11		
	都市名	階層区分	最低保育料(B階層)	最高保育料
	大田区	6	0	17, 700
	品川区	5	3, 000	25, 700
*	目黒区	7	3, 000	25, 700
	世田谷区	6	0	18, 700
	狛江市	5	3, 000	25, 700
	調布市	5	3, 000	25, 700
	稲城市	5	3, 000	25, 700
	多摩市	7	0	25, 700
*	町田市	15	3, 000	25, 700
*	横須賀市	6	200	22, 800
	鎌倉市	5	3, 000	25, 700
	大和市	6	3, 000	24, 700
	横浜市	31	2, 100	25, 200
	相模原市	26	2, 000	25, 000
	さいたま市	5	0	22, 400
	千葉市	10	920	24, 420
	川崎市	14	0	25, 000

[※] 最低保育料(B階層)については、ひとり親世帯は0円

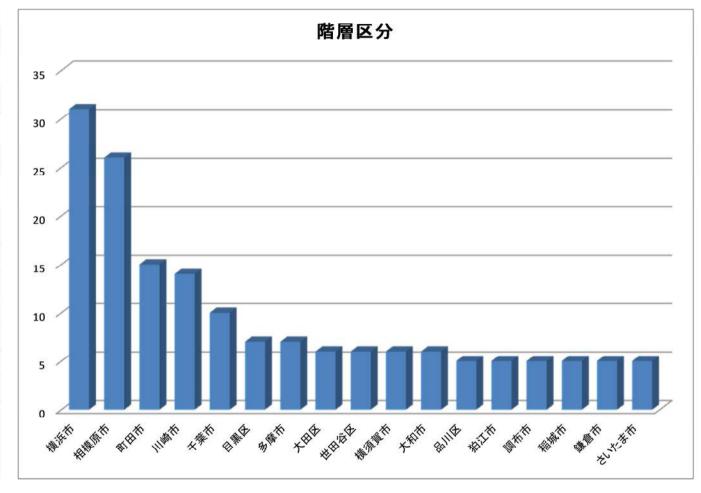
単位:円 1 階層区分について

3 1 階層	1 市区町村	横浜市
2.6階層	1 市区町村	相模原市
1 5 階層	1市区町村	町田市
1 4 階層	1市区町村	川崎市
10階層	1市区町村	千葉市、
7 階層	2市区町村	目黒区、多摩市
6 階層	4市区町村	大田区、世田谷区、横須賀市、大和市
5 階層	6市区町村	品川区、狛江市、調布市、稲城市、鎌倉 市、さいたま市

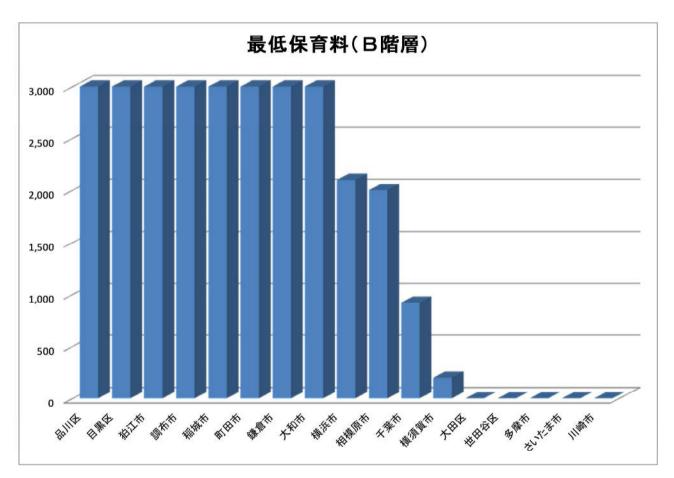
2 保育料について

最高保育料・最低保育料 ともに国基準	7市区町村	品川区、目黒区、狛江市、調布市、稲城市、町 田市、鎌倉市
最高保育料を軽減	1 市区町村	大和市
最低保育料を軽減	1市区町村	多摩市
最高保育料・最低保育料 ともに軽減	8市区町村	大田区、世田谷区、横須賀市、横浜市、相模原 市、さいたま市、千葉市、川崎市

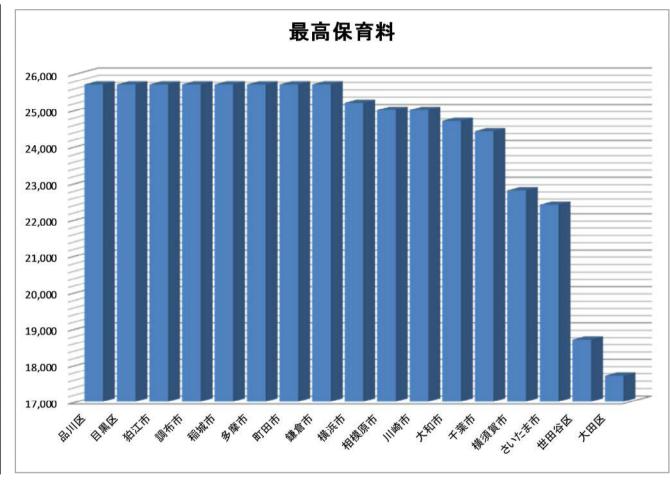
都市名	階層区分
横浜市	31
相模原市	26
町田市	15
川崎市	14
千葉市	10
目黒区	7
多摩市	7
大田区	6
世田谷区	6
横須賀市	6
大和市	6
品川区	5
狛江市	5
調布市	5
稲城市	5
鎌倉市	5
さいたま市	5



都市名	最低保育料(B階層)
品川区	3, 000
目黒区	3, 000
狛江市	3, 000
調布市	3, 000
稲城市	3, 000
町田市	3, 000
鎌倉市	3, 000
大和市	3, 000
横浜市	2, 100
相模原市	2, 000
千葉市	920
横須賀市	200
大田区	0
世田谷区	0
多摩市	0
さいたま市	0
川崎市	0



都市名	最高保育料
品川区	25, 700
目黒区	25, 700
狛江市	25, 700
調布市	25, 700
稲城市	25, 700
多摩市	25, 700
町田市	25, 700
鎌倉市	25, 700
横浜市	25, 200
相模原市	25, 000
川崎市	25, 000
大和市	24, 700
千葉市	24, 420
横須賀市	22, 800
さいたま市	22, 400
世田谷区	18, 700
大田区	17, 700



国基準1号

川崎市1号認定保育料(保護者負担額)の見直し案

川崎市 2 号認定保育料				
階層	定義		準時間 児保育料	
区分	AL #X	現行 基本保育料	見直し案 基本保育料	
Α	生活保護世帯	0	0	
B1	市民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0	0	
B2	市民税非課税世帯(上記以外の世帯)		0	
C1	市民税均等割のみ	3,300	3,300	
C2	市民税所得割課税額 5,000円未満	4,400	4,400	
С3	5,000 円以上 ~ 48,600 円未満	5,400	5,400	
C4	48,600 円以上 ~ 50,400 円未満	7,100	7,100	
C5	50,400 円以上 ~ 60,000 円未満	8,300	8,300	
C6	60,000 円以上 ~ 70,800 円未満	9,900	9,900	
C7	70,800 円以上 ~ 84,600 円未満	12,900	12,900	
C8	84,600 円以上 ~ 97,000 円未満	13,400	13,400	
С9	97,000 円以上 ~ 108,600 円未満	17,400	17,400	
C10	108,600 円以上 ~ 123,000 円未満	21,300	21,300	
C11	123,000 円以上 ~ 138,600 円未満	24,500	24,500	
C12	138,600 円以上 ~ 154,200 円未満	26,000	26,000	
C13	154,200 円以上 ~ 169,000 円未満	27,000	27,000	
C14	169,000 円以上 ~ 183,900 円未満	29,500	29,500	
C15	183,900 円以上 ~ 204,600 円未満	30,500	30,500	
C16	204,600 円以上 ~ 234,600 円未満	30,600	32,000	
C17	234,600 円以上 ~ 258,600 円未満	30,700	33,000	
C18	258,600 円以上 ~ 276,600 円未満	30,800	34,000	
C19	276,600 円以上 ~ 301,000 円未満	30,900	35,000	
C20	301,000 円以上 ~ 321,700 円未満	31,000	36,000	
C21	321,700 円以上 ~ 341,200 円未満	31,100	37,000	
C22	341,200 円以上 ~ 366,700 円未満	31,200	38,000	
C23	366,700 円以上 ~ 397,000 円未満	31,300	39,000	
C24	397,000 円以上 ~ 475,300 円未満	31,400	40,000	
C25	475,300 円以上	31,500	41,000	

	川崎市1号認定保育料(教育標準時間:3歳以上児保育料)				
見直し案				現 行	
階層 区分	定義	基本保育料	階層 区分	定義	基本保育料
Α	生活保護世帯	0	Α	生活保護世帯	0
B1	市民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0		本 R 粉 4 : 画 粉 4 . 世	
В2	市民税非課税世帯(上記以外の世帯)	0	В	市民税非課税世帯、市民税所得割額非課税世帯	0
C1	市民税均等割のみ	0		UPTOUR VICE UP	
C2	市民税所得割課税額 5,000円以下	4,000	C1	市民税所得割課税額 48,600円以下	4,000
С3	5,001 円以上 ~ 48,600 円以下	4,000	CI	[1]区仍仍有号语本价语。 40,000[1]以下	4,000
C4	48,601 円以上 ~ 50,400 円以下	5,000	C2	48,601 円以上 ~ 50,400 円以下	5,000
C5	50,401 円以上 ~ 60,000 円以下	7,000	C3	50,401 円以上 ~ 70,800 円以下	7,000
C6	60,001 円以上 ~ 70,800 円以下	7,000	CJ	50,401 101 10 10 10 10 10 10	7,000
C7	70,801 円以上 ~ 77,100 円以下	10,000	C4	70,801 円以上 ~ 77,100 円以下	10,000
C8	77,101 円以上 ~ 97,000 円以下	12,000	C5	77,101 円以上 ~ 97,000 円以下	12,000
С9	97,001 円以上 ~ 108,600 円以下	15,000	C6	97,001 円以上 ~ 123,000 円以下	15 000
C10	108,601 円以上 ~ 123,000 円以下	16,000	CO	97,001 100 123,000 10	15,000
C11	123,001 円以上 ~ 138,600 円以下	19,000	C7	123,001 円以上 ~ 154,200 円以下	19,000
C12	138,601 円以上 ~ 154,200 円以下	19,000	C/	123,001 182 134,200 181	19,000
C13	154,201 円以上 ~ 169,000 円以下	19,500	C8	154,201 円以上 ~ 183,900 円以下	19,500
C14	169,001 円以上 ~ 183,900 円以下	19,500	Co	134,2011 184 183,900 1181	19,500
C15	183,901 円以上 ~ 211,200 円以下	20,000	C9	183,901 円以上 ~ 211,200 円以下	20,000
C16	211,201 円以上 ~ 234,600 円以下	22,000			
C17	234,601 円以上 ~ 258,600 円以下	22,000	C10	211,201 円以上 ~ 301,000 円以下	22,000
C18	258,601 円以上 ~ 276,600 円以下	22,500	CIU	211,201 门政王 301,000 门政 [22,000
C19	276,601 円以上 ~ 301,000 円以下	23,000			
C20	301,001 円以上 ~ 321,700 円以下	24,000			
C21	321,701 円以上 ~ 341,200 円以下	24,000	C11	301,001 円以上 ~ 366,700 円以下	24,000
C22	341,201 円以上 ~ 366,700 円以下	24,500			
C23	366,701 円以上 ~ 397,000 円以下	25,000			
C24	397,001 円以上 ~ 475,300 円以下	25,000	C12	366,701 円以上	25,000
C25	475,301 円以上	25,200			

	教育標準3歳以上児	I
階層	基本保育料	
Α	0	0
В	3,000	1,500
С	16,100	8,050
D	20,500	10,250
Е	25,700	12,850

※小学校3年生以下の年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は無料とする。

川崎市1号認定保育料(保護者負担額)の見直し案 ~横浜市比較~ 【参考】

	横浜市1号認定保育料	
階層区分	定義	教育標準時間 3歳以上児保育料 基本保育料
Α	生活保護世帯	0
B1	市民税非課税(ひとり親世帯等)	0
B2	市民税非課税(上記以外の世帯)	2,100
С	市民税均等割のみ	3,000
D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300
D2	10,001 円以上 ~ 48,600 円以下	7,500
D3	48,601 円以上 ~ 50,400 円以下	9,400
D4	50,401 円以上 ~ 57,600 円以下	10,900
D5	57,601 円以上 ~ 77,100 円以下	12,600
D6	77,101 円以上 ~ 97,000 円以下	15,000
D7	97,001 円以上 ~ 102,600 円以下	17,000
D8	102,601 円以上 ~ 120,600 円以下	17,000
D9	120,601 円以上 ~ 138,600 円以下	18,800
D10	138,601 円以上 ~ 169,000 円以下	18,800
D11	169,001 円以上 ~ 174,900 円以下	18,800
D12	174,901 円以上 ~ 192,900 円以下	20,300
D13	192,901 円以上 ~ 211,200 円以下	20,300
D14	211,201 円以上 ~ 228,900 円以下	21,800
D15	228,901 円以上 ~ 246,700 円以下	21,800
D16	246,701 円以上 ~ 255,700 円以下	21,800
D17	255,701 円以上 ~ 264,700 円以下	23,000
D18	264,701 円以上 ~ 273,700 円以下	23,000
D19	273,701 円以上 ~ 282,700 円以下	23,000
D20	282,701 円以上 ~ 291,700 円以下	23,000
D21	291,701 円以上 ~ 301,000 円以下	24,000
D22	301,001 円以上 ~ 309,700 円以下	24,000
D23	309,701 円以上 ~ 335,800 円以下	24,000
D24	335,801 円以上 ~ 361,300 円以下	25,200
D25	361,301 円以上 ~ 387,700 円以下	25,200
D26	387,701 円以上 ~ 397,000 円以下	25,200
D27	397,001 円以上	25,200

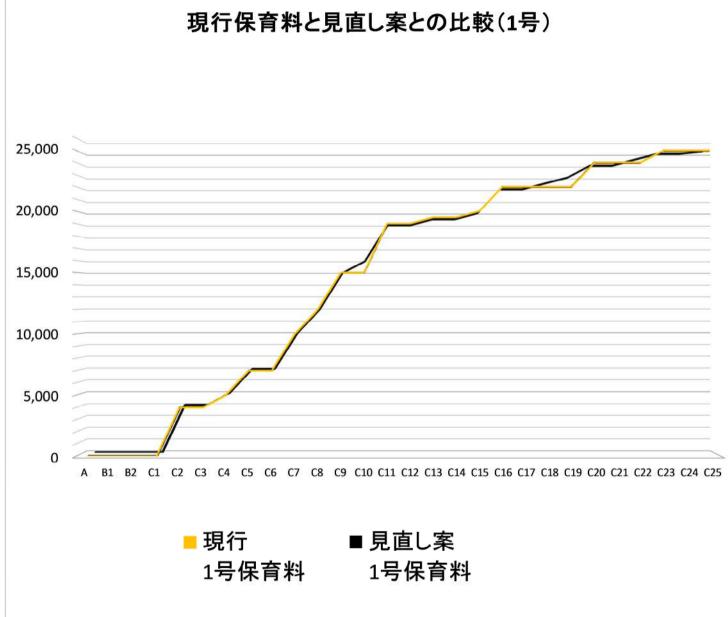
川崎市1号認定保育料(教育標準時間:3歳以上児保育料)					
見直し案				現 行	
階層 区分	定義	基本保育料	階層 区分	定義	基本保育料
Α	生活保護世帯	0	Α	生活保護世帯	0
B1	市民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	0		市民税非課税世帯、	
B2	市民税非課税世帯(上記以外の世帯)	0	В	市民税所得割額非課税世帯	0
C1	市民税均等割のみ	0		112CONNTINEERS PRODUCTION	
C2	市民税所得割課税額 5,000円以下	4,000	C1	市民税所得割課税額 48,600円以下	4,000
C3	5,001 円以上 ~ 48,600 円以下	4,000	Cı	100001381	4,000
C4	48,601 円以上 ~ 50,400 円以下	5,000	C2	48,601 円以上 ~ 50,400 円以下	5,000
C5	50,401 円以上 ~ 60,000 円以下	7,000	C3	50,401 円以上 ~ 70,800 円以下	7,000
C6	60,001 円以上 ~ 70,800 円以下	7,000		50,4011100 - 70,0001101	7,000
C7	70,801 円以上 ~ 77,100 円以下	10,000	C4	70,801 円以上 ~ 77,100 円以下	10,000
C8	77,101 円以上 ~ 97,000 円以下	12,000	C5	77,101 円以上 ~ 97,000 円以下	12,000
C9	97,001 円以上 ~ 108,600 円以下	15,000	C6	97,001 円以上 ~ 123,000 円以下	15,000
C10	108,601 円以上 ~ 123,000 円以下	16,000	CO	77,001 10年 - 123,000 10年	13,000
C11	123,001 円以上 ~ 138,600 円以下	19,000	C7	123,001 円以上 ~ 154,200 円以下	19,000
C12	138,601 円以上 ~ 154,200 円以下	19,000	"	123,001 10至 15年,200 10	19,000
C13	154,201 円以上 ~ 169,000 円以下	19,500	C8	154,201 円以上 ~ 183,900 円以下	19,500
C14	169,001 円以上 ~ 183,900 円以下	19,500		154,201 182 165,900 18	19,500
C15	183,901 円以上 ~ 211,200 円以下	20,000	C9	183,901 円以上 ~ 211,200 円以下	20,000
C16	211,201 円以上 ~ 234,600 円以下	22,000			
C17	234,601 円以上 ~ 258,600 円以下	22,000			
C18	258,601 円以上 ~ 276,600 円以下	22,500	C10	211,201 円以上 ~ 301,000 円以下	22,000
C19	276,601 円以上 ~ 301,000 円以下	23,000			
C20	301,001 円以上 ~ 321,700 円以下	24,000			
C21	321,701 円以上 ~ 341,200 円以下	24,000	C11	301,001 円以上 ~ 366,700 円以下	24,000
C22	341,201 円以上 ~ 366,700 円以下	24,500			
C23	366,701 円以上 ~ 397,000 円以下	25,000			
C24	397,001 円以上 ~ 475,300 円以下	25,000	C12	366,701 円以上	25,000
C25	475,301 円以上	25,200	<u> </u>		

国					
教育標準時間					
	3歳以上児保育料				
階層	基本保育料	第2子(半額)			
Α	0	0			
В	3,000	1,500			
С	16,100	8,050			
D	20,500	10,250			
Е	25,700	12,850			

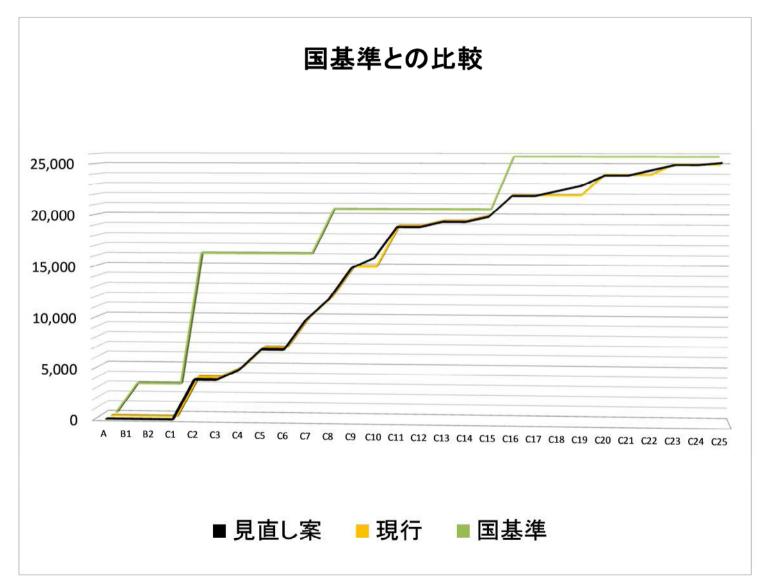
国基準1号

[※]小学校3年生以下の年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降は無料とする。

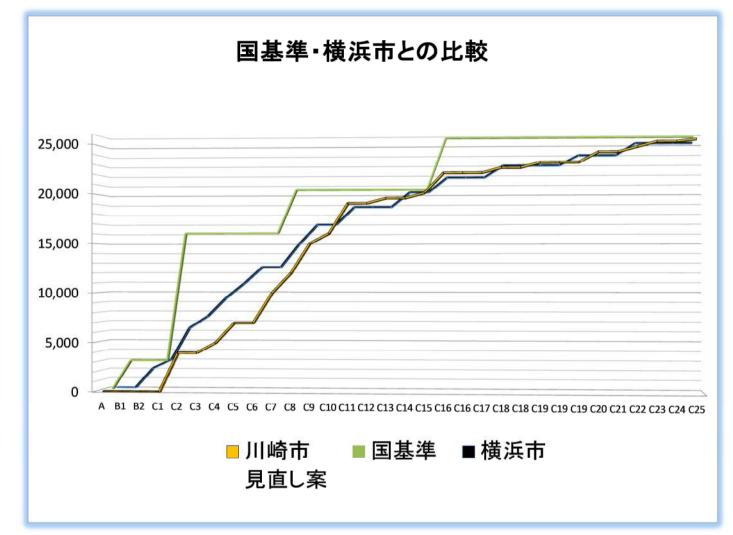
階層 区分	現行 1号保育料	見直し案 1号保育料	増加額
Α	0	0	0
B1	0	0	0
B2	0	0	0
C1	0	0	0
C2	4,000	4,000	0
C3	4,000	4,000	0
C4	5,000	5,000	0
C5	7,000	7,000	0
C6	7,000	7,000	0
C7	10,000	10,000	0
C8	12,000	12,000	0
C9	15,000	15,000	0
C10	15,000	16,000	1,000
C11	19,000	19,000	0
C12	19,000	19,000	0
C13	19,500	19,500	0
C14	19,500	19,500	0
C15	20,000	20,000	0
C16	22,000	22,000	0
C17	22,000	22,000	0
C18	22,000	22,500	500
C19	22,000	23,000	1,000
C20	24,000	24,000	0
C21	24,000	24,000	0
C22	24,000	24,500	500
C23	25,000	25,000	0
C24	25,000	25,000	0
C25	25,000	25,200	200



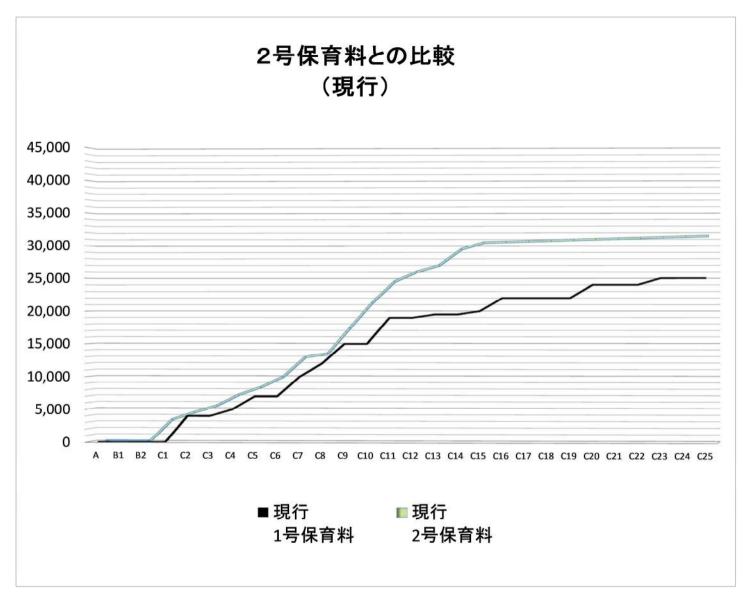
階層 区分	見直し案	現行	国基準
Α	0	0	0
B1	0	0	3,000
B2	0	0	3,000
C1	0	0	3,000
C2	4,000	4,000	16,100
С3	4,000	4,000	16,100
C4	5,000	5,000	16,100
C5	7,000	7,000	16,100
C6	7,000	7,000	16,100
C7	10,000	10,000	16,100
C8	12,000	12,000	20,500
C9	15,000	15,000	20,500
C10	16,000	15,000	20,500
C11	19,000	19,000	20,500
C12	19,000	19,000	20,500
C13	19,500	19,500	20,500
C14	19,500	19,500	20,500
C15	20,000	20,000	20,500
C16	22,000	22,000	25,700
C17	22,000	22,000	25,700
C18	22,500	22,000	25,700
C19	23,000	22,000	25,700
C20	24,000	24,000	25,700
C21	24,000	24,000	25,700
C22	24,500	24,000	25,700
C23	25,000	25,000	25,700
C24	25,000	25,000	25,700
C25	25,200	25,000	25,700



階層 区分	川崎市 見直し案	国基準	横浜市	横浜市 との差額
Α	0	0	0	0
В1	0	3,000	0	0
B2	0	3,000	2,100	▲ 2,100
C1	0	3,000	3,000	3,000
C2	4,000	16,100	6,300	2,300
C3	4,000	16,100	7,500	4 3,500
C4	5,000	16,100	9,400	4,400
C5	7,000	16,100	10,900	3,900
C6	7,000	16,100	12,600	▲ 5,600
C7	10,000	16,100	12,600	2,600
C8	12,000	20,500	15,000	4 3,000
C9	15,000	20,500	17,000	2,000
C10	16,000	20,500	17,000	1,000
C11	19,000	20,500	18,800	200
C12	19,000	20,500	18,800	200
C13	19,500	20,500	18,800	700
C14	19,500	20,500	20,300	▲ 800
C15	20,000	20,500	20,300	4 300
C16	22,000	25,700	21,800	200
C16	22,000	25,700	21,800	200
C17	22,000	25,700	21,800	200
C18	22,500	25,700	23,000	▲ 500
C18	22,500	25,700	23,000	500
C19	23,000	25,700	23,000	0
C19	23,000	25,700	23,000	0
C19	23,000	25,700	24,000	1,000
C20	24,000	25,700	24,000	0
C21	24,000	25,700	24,000	0
C22	24,500	25,700	25,200	▲ 700
C23	25,000	25,700	25,200	^ 200
C24	25,000	25,700	25,200	^ 200
C25	25,200	25,700	25,200	0



	1号保育料	2・3号保育料	
階層 区分	現行 1号保育料	現行 2号保育料	1号/2·3号
Α	0	0	0.00%
В1	0	0	0.00%
B2	0	0	0.00%
C1	0	3,300	0.00%
C2	4,000	4,400	90.91%
C3	4,000	5,400	74.07%
C4	5,000	7,100	70.42%
C5	7,000	8,300	84.34%
C6	7,000	9,900	70.71%
C7	10,000	12,900	77.52%
C8	12,000	13,400	89.55%
C9	15,000	17,400	86.21%
C10	15,000	21,300	70.42%
C11	19,000	24,500	77.55%
C12	19,000	26,000	73.08%
C13	19,500	27,000	72.22%
C14	19,500	29,500	66.10%
C15	20,000	30,500	65.57%
C16	22,000	30,600	71.90%
C17	22,000	30,700	71.66%
C18	22,000	30,800	71.43%
C19	22,000	30,900	71.20%
C20	24,000	31,000	77.42%
C21	24,000	31,100	77.17%
C22	24,000	31,200	76.92%
C23	25,000	31,300	79.87%
C24	25,000	31,400	79.62%
C25	25,000	31,500	79.37%



	1号保育料	2 · 3号保育料	見直し案
階層	見直し案	見直し案	1号/2-3号
区分	1号保育料	2号保育料	0.0004
Α	0	0	0.00%
B1	0	0	0.00%
B2	0	0	0.00%
C1	0	3,300	0.00%
C2	4,000	4,400	90.91%
C3	4,000	5,400	74.07%
C4	5,000	7,100	70.42%
C5	7,000	8,300	84.34%
C6	7,000	9,900	70.71%
C7	10,000	12,900	77.52%
C8	12,000	13,400	89.55%
C9	15,000	17,400	86.21%
C10	16,000	21,300	75.12%
C11	19,000	24,500	77.55%
C12	19,000	26,000	73.08%
C13	19,500	27,000	72.22%
C14	19,500	29,500	66.10%
C15	20,000	30,500	65.57%
C16	22,000	32,000	68.75%
C17	22,000	33,000	66.67%
C18	22,500	34,000	66.18%
C19	23,000	35,000	65.71%
C20	24,000	36,000	66.67%
C21	24,000	37,000	64.86%
C22	24,500	38,000	64.47%
C23	25,000	39,000	64.10%
C24	25,000	40,000	62.50%
C25	25,200	41,000	61.46%

